

はい作業主任者技能講習のご案内

【山梨労働局長登録第11号】陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部

高さが2メートル以上のはい付けまたははいくずしの作業を行う場合は、事業者は「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わなければならないこととなっています。陸災防山梨県支部では山梨労働局の登録講習機関として、この講習を実施しております。

【はい】とは？

荷の流通過程で荷の保管、借り置き、検数、燻蒸等を行うために、倉庫、上屋、又は土場に重ねられた荷（小麦、大豆等のばら物を除く）集団をいう。

【はい作業】とは？

袋物や箱物の荷を一定の方法で、規則正しく積み上げたり（これをはい付けという）、積み上げられた荷を移動するためにくずしたり（これをはいくずしという）する作業をいう。

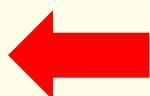
受講資格

【はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者】

受講日程等

| 講習日時（合計2日） | 開始時刻 | 講習内容 | 講習料 (消費税・テキスト代込) |
|------------|----------------|---|---------------------|
| 令和6年2月21日 | 8：30～ (8時間) | はいに関する知識 人力によるはい付け、はいくずしの作業に関する知識 | 12,595円 |
| 令和6年2月22日 | 8：30～ (4時間) | 荷役運搬機械等によるはい付け、 はいくずしの作業に関する知識 関係法令 | |

- 当支部ホームページ・トピックス【お申込みをご検討される皆様へ】を必ずご確認ください。
- 先着順にて受付を行い、定員になり次第締め切りとなります。
- 当支部ホームページから申込書及び申込書記入例を印刷して、記入例を参考に申込書をご記入ください。
- 写真1枚（縦3.0cm～4.0cm×横2.4cm～3.0cmのもので裏に氏名を記入して申込書に貼らずに）、在留カードのコピー（外国の方のみ）を申込書に添付して郵送または持参にて提出してください。
- 講習料のお支払いは銀行振込となります。振込先などの詳しい内容は当支部ホームページにてご確認ください。
- 申込書の受理と講習料のお振込み確認後受付完了となります。
- 各講習日開始時刻より10分前までに集合してください。
- 修了証の取得には、修了試験の合格及び全過程受講が必須条件となります。1科目でも欠席した場合は全過程受講とはならず、修了証の交付は出来ません。各講義で遅刻、途中退席した場合も全過程受講とは認められない場合がございますので、ご注意ください。この場合、講習料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。
- 受講キャンセルのお申し出は、受講開始日3日前までにお願いいたします。それ以降のお申し出の場合、既に納入された受講料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。
- 講習日程は天変地異等で中止または変更となる場合があります。中止となった場合、受講料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。



詳しい内容は当支部ホームページをご確認ください。

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山梨県支部

TEL 406-0034

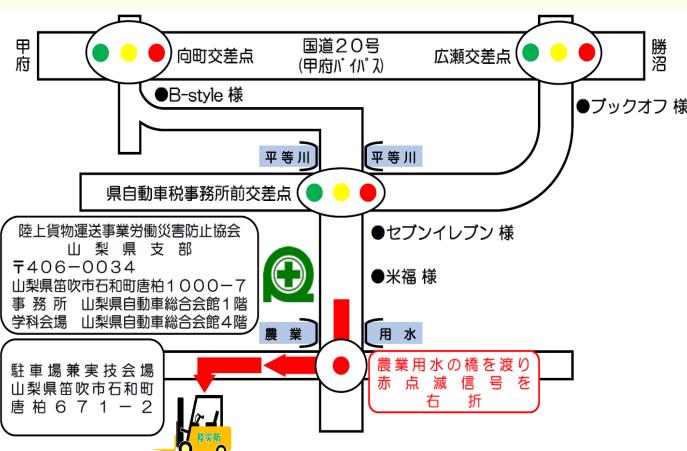
山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7

山梨県自動車総合会館 1階

TEL 055-262-5562

FAX 055-263-2036

<http://www.rikusaibo-yamanashi.org>



令和4年4月1日（金）

お申込みを検討される皆様へ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

山梨県支部

外国人受講者希望者による受講申込の注意事項について

この度は当支部が実施する各技能講習及び各安全教育へのお申込みをご検討いただき、誠にありがとうございます。

外国人受講者希望者への受講判断基準を以下のとおりといたします。

お申込みの際に必ずご確認いただいてから、お申込みをお願いいたします。

受講判断基準

- 日本語の理解力を判断するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部（以下支部という。）で指定した日時に面接が可能な者
- 別紙1に基づき、受講の可不可を判断し、支部が受講可能と判断した者

日本語理解力判断表

年 月 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部面接担当者

- 受講者氏名（受講者本人が記入すること。）

| |
|--|
| |
|--|

- 受講者の日本語の理解力について、以下の表に基づき判断を決定する。

| | |
|---|--|
| ● | 日本語による会話が可能で、技能講習で使用されるテキスト及び日本語による講義内容、専門用語が日本語のままで分かる。 |
| ● | 日本語による会話が可能で、技能講習で使用されるテキスト及び日本語による講義内容、専門用語について、通訳者を介して母国語等で説明を受ければ分かる。 |

- 受講者の日本語能力の参考となる資格などを記入（日本語能力試験認定者など）

| |
|--|
| |
|--|

- 受講者の日本語の能力を踏まえた措置

| |
|--|
| |
|--|

承認印

| 事務局長 | 指導係長 | 業務係長 |
|------|------|------|
| | | |